

天草広域連合新ごみ処理施設
整備・運営事業

建設工事請負契約書（案）

令和5年●月

天草広域連合

収 入

印 紙

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書

- 1 事業名 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業
- 2 工事場所 熊本県天草市楠浦町地内
- 3 工期 この契約の本契約成立日～令和9年6月30日
- 4 請負代金 金〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の金額〇〇円)
- 5 契約保証金 添付約款第4条に規定するとおり

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者が受注者その他の者との間で締結した令和〇年〇月〇日付け天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 基本契約書（以下「基本契約」という。）第9条第1項の規定に従い、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、天草広域連合契約規則（平成11年規則第15号）及び添付約款に定める契約条項によって、本事業の事業契約の一部として公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は仮契約であって、天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成11年条例第21号）の規定による天草広域連合議会の議決を取得した日に本契約として成立することを確認する。天草広域連合議会の議決を得られなかったときは、この仮契約は無効とし、発注者は受注者に対して一切の責任を負わないものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

発注者

熊本県天草市本渡町広瀬1687番地2
天草広域連合代表者
天草広域連合長 馬場 昭治

受注者

[住 所]
[名 称]
[代表者]

目 次

(総則)	1
(関連工事の調整)	2
(請負代金内訳書及び工程表)	2
(契約の保証)	3
(許認可及び届出等)	3
(交付金申請への協力)	3
(権利義務の譲渡等)	4
(著作権の譲渡等)	4
(一括再委託等の禁止)	5
(一括下請負等の禁止)	5
(特許権等の使用)	5
(意匠の実施の承諾等)	5
(監督員)	5
(現場代理人及び主任技術者等)	6
(管理技術者)	7
(事前調査)	7
(土地への立入り)	7
(本設計の実施)	8
(入札説明書等と本設計の業務内容が一致しない場合の修補義務等)	8
(本工事の実施)	8
(履行報告)	9
(業務実施状況のモニタリング)	9
(工事関係者に関する措置請求)	9
(工事材料の品質及び検査等)	10
(監督員の立会い及び工事記録の整備等)	10
(支給材料及び貸与品)	11
(工事用地等の確保等)	11
(実施設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)	12
(条件変更等)	13
(入札説明書等の変更)	13
(本工事等の中止)	14
(受注者の請求による工期の延長)	14
(発注者の請求による工期の短縮等)	14
(工期の変更方法)	14
(請負代金額の変更方法等)	15
(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	15
(臨機の措置)	16

(一般的損害)	16
(第三者に及ぼした損害)	16
(不可抗力による損害)	17
(法令の変更)	18
(請負代金額の変更に代える入札説明書及び実施設計図書の変更)	18
(検査及び引渡し)	19
(試運転・教育指導)	19
(請負代金の支払)	20
(部分使用)	20
(前金払)	20
(中間前金払)	21
(保証契約の変更)	21
(前払金の使用等)	21
(部分払)	22
(部分引渡し)	22
(第三者による代理受領)	23
(前払金等の不払に対する工事中止)	23
(契約不適合)	23
(性能保証責任)	24
(発注者の任意解除権)	24
(発注者の催告による解除権)	24
(発注者の催告によらない解除権)	25
(談合等不正行為による解除権)	26
(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	26
(公共工事履行保証証券による保証の請求)	26
(受注者の催告による解除権)	27
(受注者の催告によらない解除権)	27
(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	27
(不可抗力又は法令変更による解除)	27
(解除に伴う措置)	28
(発注者の損害賠償請求等)	29
(受注者の損害賠償請求等)	30
(契約不適合責任期間等)	30
(賠償の予約)	31
(相殺)	31
(火災保険等)	31
(秘密保持義務)	32
(あつせん又は調停)	32
(仲裁)	33
(雑則)	33

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 建設工事請負契約書 約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、本事業に関して、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、第3項に規定する書類及び図面に従い、日本国の法令を遵守し、第2項で定義する本施設の設計と工事施工の一括発注に係る建設工事請負契約であるこの契約を履行しなければならない。
- 2 この約款で用いる用語は、この約款に別段の定義がなされている場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書及び要求水準書に定義された意味又は別紙に定める意味を有するものとする。
- 3 この契約を構成する書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとし、基本契約及び次の各号に掲げる書類の間に矛盾又は齟齬がある場合の優先順位は、基本契約、その後、次に次の各号に列挙された順序に従うものとする。ただし、実施設計図書、契約設計図書又は事業提案書の記載内容のうち、要求水準書の定める基準、水準等を超える部分は、実施設計図書、契約設計図書又は事業提案書が要求水準書に優先するものとする。
- (1) この契約
 - (2) 入札説明書等に係る質問回答書
 - (3) 要求水準書
 - (4) 入札説明書
 - (5) 実施設計図書
 - (6) 契約設計図書
 - (7) 事業提案書
- 4 受注者は、本工事等を契約書記載の工期内に完成し、実施設計図書及び完成図書その他の本設計の成果物（以下「本設計成果物」という。）並びに本施設を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 5 発注者は、その意図する本設計成果物及び本施設を完成させるため、本工事等に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者、現場代理人若しくは主任技術者のいずれかに対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者、現場代理人若しくは主任技術者は、当該指示に従い本工事等を行わなければならない。
- 6 受注者は、この約款若しくは入札説明書等、事業提案書又は契約設計図書に特別の定めがある場合又は前項の規定による指示若しくは別途発注者と受注者との協議がなされた場合を除き、本設計成果物及び本施設を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定める。
- 7 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、本設計に関する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、すでに行った指示等を書面に記載し7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、入札説明書等、事業提案書、契約設計図書及び実施設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この約款、入札説明書等、事業提案書、契約設計図書及び実施設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって合意による第1審の専属的管轄裁判所とする。
- 14 発注者は、この契約に基づく全ての行為をこの契約の受注者である共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。この場合において、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 15 この契約の受注者である共同企業体の全ての構成員は、本工事等を共同連帯して請け負い、連帯して本工事等を完成させる義務を負うものとし、受注者の発注者に対する損害賠償義務、違約金・賠償金支払義務その他この契約に基づく義務の履行についても連帯してその責に任ずる。また、共同企業体が解散した場合も、当該共同企業体の構成員であった全ての者は、連帯してこの契約において受注者が負うものとされる義務及び責任を負うものとする。

（関連工事の調整）

第2条 発注者は、受注者の施工する本工事と発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

- 第3条 受注者は、この契約締結（本契約としての効力発生をいう。以下同じ。）後5日以内に入札説明書等、事業提案書及び契約設計図書に基づいて、本工事等全体の工程表（以下「全体工程表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。工程を変更したときも同様とする。
- 2 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後14日以内に、要求水準書設計・建設業務編及び契約設計図書に基づいて請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 3 内訳書及び全体工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払金保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第52条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(許認可及び届出等)

第4条の2 この契約に基づく義務を履行するために必要となる一切の許認可、届出及び報告は、受注者が自己の責任及び費用により取得し、作成し、又は提出するものとし、受注者はこれらの書類をあらかじめ発注者に提出してその承諾を受けた上で、遅滞なく各手続を実施し、手続実施後直ちに、当該許認可及び届出等に関する書類の写しを発注者に提出して報告しなければならない。

2 前項にかかわらず、発注者が許認可の取得又は届出をする必要がある場合には、発注者が必要な措置を講ずるものとするが、受注者は、これらの書類作成等に協力し、その一切の費用を負担するものとする。

3 発注者は、受注者が発注者に対して書面により要請した場合、受注者による許認可の取得等について、法令の範囲内において必要に応じて協力するものとする。

(交付金申請への協力)

第4条の3 受注者は、発注者による本事業に係る循環型社会形成推進交付金の申請について、発注者が行う申請手続等に協力し、関連資料の作成を行うものとする。

- 2 受注者の責に帰すべき事由により、受注者が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、受注者は、発注者に対し、当該遅延により発注者に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。以下、本条において同じ。）を賠償する。
- 3 前項の場合を除き、発注者が行う本事業に係る交付金申請に関して損害が発生した場合の責任は、発注者が負うものとする。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、本設計成果物（未完成の本設計成果物及び本設計を行う上で得られた記録等を含む。以下本条及び次条において同じ。）並びに本施設及び工事材料（使用材料及び機器並びに工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条の2 受注者は、本設計成果物又は本施設（第38条第1項に規定する指定部分に係る本設計成果物及び本施設を含む。以下この条及び第8条の2において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- 2 発注者は、本設計成果物又は本施設が著作物に該当するか否かにかかわらず、当該本設計成果物又は本施設の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 発注者は、本設計成果物又は本施設が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 受注者は、本設計成果物又は本施設が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、本設計成果物又は本施設が著作物に該当しない場合には、当該本設計成果物又は本施設の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 受注者は、本設計成果物又は本施設が著作物に該当するか否かにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該本設計成果物又は本施設を使用又は複製し、また、第5

7条の2の規定にかかわらず当該本設計成果物又は本施設の内容を公表することができる。

(一括再委託等の禁止)

第6条 受注者は、本設計の全部又は一部を、構成員又は協力企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本設計の一部を構成員又は協力企業の第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(一括下請負等の禁止)

第7条 受注者は、本工事の全部又は一部を、構成員又は協力企業以外の第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、本工事の一部を構成員又は協力企業の第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている設計の履行方法、工事材料、工事の施工方法等（以下、あわせて「施工方法等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(意匠の実施の承諾等)

第8条の2 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を本設計に用い、又は本設計成果物によって表現される構造物若しくは本設計成果物を利用して完成した構造物（以下、あわせて「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、入札説明書等に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する本設計成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する本設計に関する指示
 - (2) この約款及び入札説明書等の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) 本設計に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
 - (4) 本設計の進捗の確認、入札説明書等及び事業提案書の記載内容と履行内容との照合その他本設計の履行状況の調査
 - (5) 本工事についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (6) 本工事のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した実施設計図書の承諾
 - (7) 本工事の工程の管理、立会い、本工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める指示等については、入札説明書等に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、本工事について、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、本工事の施工に関し、本工事の工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、本工事に係る請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限のうち本工事に関するものを行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り

及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について本工事の工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（管理技術者）

第10条の2 受注者は、本設計の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、本設計の履行に関し、本設計の管理及び統轄を行うほか、本設計に係る請負代金額の額の変更、請負代金額の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限のうち本設計に関するものを行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（事前調査）

第10条の3 受注者は、自己の責任と費用負担において、発注者の事前の承諾を得た上、表記の工事場所に立入り、本工事等に必要の調査（以下本条において「受注者事前調査」という。）を行うものとする。

- 2 受注者は、受注者事前調査の結果に基づき、本工事等を実施するものとする。受注者は、次項に規定する場合を除き、受注者事前調査又はその調査結果に係る一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を負担するものとする。
- 3 受注者の事前調査により、工事用地等について、発注者がこの契約に基づき本工事等を遂行することを妨げる瑕疵（地質障害、地中障害物等の瑕疵等を含むがこれらに限定されない。）が判明し、かつ、当該瑕疵が入札説明書等で規定されていなかった、又は入札説明書等で規定されていた事実と異なっていた場合、これに起因して受注者に生じる必要な追加費用及び損害の負担については、発注者と受注者が協議し、合理的な範囲で発注者が負担するものとする。ただし、受注者が十分に調査を実施していない等、受注者の責により当該瑕疵が判明しなかった場合は、この限りでない。

（土地への立入り）

第10条の4 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾を要するときは、発注者がその承諾を得るものとする。この

場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(本設計の実施)

第10条の5 受注者は、この契約締結後、直ちに、本設計を開始するものとする。

- 2 受注者は、法令を遵守の上、この契約及び次に掲げる規定に基づき本設計を実施するものとする。
 - (1) 受注者は、第3条第1項に規定する全体工程表において定められた実施設計図書の提出期限までに、入札説明書等、事業提案書及び契約設計図書に基づき本設計の実実施設計に係る書類図面を作成した上、発注者に提出し、その承諾を受けるものとする。発注者は、当該書類図面が入札説明書等、事業提案書及び契約設計図書に適合していないと判断した場合、当該提出された書類図面の受領後、当該判断に合理的に必要な日数内に、受注者に対して、当該判断をした箇所及び理由を示した上、受注者の費用負担において、その修正を求めることができ、受注者は、これに従うものとし、その後も同様とする。かかる場合を除き、発注者は、当該書類図面の受領後相当の期間内において、受注者に対し、当該書類図面の内容を承諾した旨を通知する。
 - (2) 発注者は、前号の規定による承諾を理由として本工事等の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、受注者は、前号の規定による発注者の承諾をもって、第41条及び第41条の2に規定する責任を免れることはできない。
- 3 受注者は、機能及び本施設運転上の内容が同等以上の場合に限り、発注者の指示又は承諾を得て、契約設計図書を部分的に変更することができる。
- 4 受注者は、定期的に又は発注者の請求がある場合には随時、本設計の進捗状況に関して発注者に報告するとともに、必要があるときは、本設計の内容について発注者と協議するものとする。

(入札説明書等と本設計の業務内容が一致しない場合の修補義務等)

第10条の6 受注者は、実施設計図書の内容が入札説明書等、事業提案書及び契約設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは本設計に関する請負代金額の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本工事の実施)

- 第10条の7 受注者は、法令を遵守の上、実施設計図書に基づき本工事を施工するものとする。
- 2 受注者は、実施設計図書につき第10条の5第2項に基づく発注者の承諾後、あらかじめ本工事の施工につき施工承諾申請図書により発注者の承諾を受けた上で、本工事を開始する。

(履行報告)

第11条 受注者は、入札説明書等及び事業提案書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項に定めるほか、必要と認めるときは、受注者に対してこの契約の履行について報告、記録、資料提供等を求めることができ、受注者はこれに速やかに対応しなければならない。

(業務実施状況のモニタリング)

第11条の2 発注者は、随時本工事等の遂行状況等業務実施状況のモニタリングを行うことができるものとする。

2 発注者は、前項の規定に基づくモニタリングの結果、この契約に規定する事項が達成されていない、又は達成されないおそれがあることが判明したときは、受注者に対して、90日を超えない範囲で猶予期間を与えて、改善を要求することができる。

3 受注者は、発注者から改善の指示を受けた場合は、自らの責任と費用によって、改善を行わなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の規定に基づく改善を達成できないときには、再度改善の指示を行う。

5 前2項に基づき発注者が改善を指示したにもかかわらず、受注者がこれに従わず、又は実施できないと認められる場合は、第44条第5号規定に該当する事由があるとみなす。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、管理技術者、受注者の使用人、若しくは第6条第4項の規定により受注者から本設計を委任され若しくは請け負った者又は現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が本工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で本工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決

定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質又は規格については、本施設が入札説明書等及び事業提案書に示す性能を満たすために十分な品質又は規格を有するものとする。

2 受注者は、入札説明書等において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、入札説明書等において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、入札説明書等において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて入札説明書等において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、入札説明書等に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給し、又は貸与する調査機械器具、図面、並びに発注者が受注者に支給する工事材料及び貸与する建設機械器具その他発注者が受注者に貸与し又は支給する本工事等に必要な物品（以下、発注者が受注者に支給するものを「支給材料」、貸与するものを「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、入札説明書等に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が入札説明書等の定めと異なり、又は使用に適當でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適當でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、入札説明書等に定めるところにより、本工事等の完成、入札説明書等の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が入札説明書等に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地等の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他入札説明書等において定められた本工事の施工上必

要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本工事の施工上必要とする日（入札説明書等に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 本工事等の完成、入札説明書等の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人その他本工事等の実施のために受注者が使用する者の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
- 6 受注者が工事用地等の維持保全につき費用（通常が必要費を含むが、これに限定されない。）を支出し、又は工事用地等の改良のための費用若しくはその他の有益費を支出しても、第10条の3第3項に規定する場合を除き、発注者は、当該費用を受注者に対して負担しない。

（実施設計図書等不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、本工事の施工部分が入札説明書等、事業提案書、契約設計図書及び実施設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、本工事の施工部分が入札説明書等、事業提案書、契約設計図書及び実施設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、本工事等の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 入札説明書等と現場説明に対する質問回答が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 入札説明書等に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 入札説明書等の表示が明確でないこと。
- (4) 本設計履行上の制約等入札説明書等に示された自然的若しくは人為的な履行条件、又は工事現場の形状、地質、湧水等の状態、本工事施工上の制約等入札説明書等に示された自然的若しくは人為的な施工条件と実際の履行条件又は工事現場が一致しないこと。
- (5) 入札説明書等で明示されていない履行条件又は施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、入札説明書等及び実施設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し入札説明書等及び実施設計図書を訂正する必要があるもの 入札説明書等の訂正は発注者が行い、実施設計図書の訂正は発注者が指示して受注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し入札説明書等及び実施設計図書を変更する場合で本施設の変更を伴うもの 入札説明書等の訂正は発注者が行い、実施設計図書の訂正は発注者が指示して受注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し入札説明書等及び実施設計図書を変更する場合で本施設の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して、入札説明書等の訂正は発注者が行い、実施設計図書の訂正は発注者が指示して受注者が行う。

5 前項の規定により入札説明書等及び実施設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(入札説明書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、入札説明書等の変更内容を受注者に通知して、入札説明書等を変更することができる。この

場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(本工事等の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより本施設等に損害を生じ若しくは作業現場又は工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事等を実施することができないと認められるときは、発注者は、本工事等の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事等の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本工事等の中止内容を受注者に通知して、本工事等の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により本工事等を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事等の続行に備え作業現場又は工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事等の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に本工事等を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

- 第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他本工事等の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

- 第27条 本施設の引渡し前に、本設計成果物、本施設又は工事材料について生じた損害その他本工事等の実施に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項、第29条第1項又は第29条の2第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第28条 本工事等について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、本工事等に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、本工事等につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - 3 前二項の場合その他本工事等について第三者との間に紛争を生じた場合においては、

発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 本施設の引渡し前に、天災等で通常予見可能な範囲外のもの（ただし、入札説明書等で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、本設計成果物、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済の調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（本設計成果物、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済の調査機械器具、工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 不可抗力による損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

- (1) 本設計成果物に関する損害 損害を受けた本設計成果物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (2) 本施設に関する損害 損害を受けた本施設に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (3) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
- (4) 本設計に係る仮設物又は調査機械器具に関する損害 損害を受けた調査機械器具又は仮設物で通常妥当と認められるものについて、本設計で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における本設計成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- (5) 本工事に係る仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた建設機械器具、仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における本施設に相応する償

却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数回にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2回目以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項の規定を準用する。この場合において、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とそれぞれ読み替えるものとする。

(法令の変更)

- 第29条の2 法令変更（法律、政令、規則又は条例その他これに類するものの変更をいい、国又は地方公共団体の権限ある官庁による通達、ガイドライン又は公的な解釈等の変更及び税制変更を含む。以下同じ。）により、本工事等に関し、損害、損失若しくは増加費用が生じた場合、この契約に従って本施設の整備ができなくなった場合、その他本工事等の実施が不可能となったと認められる場合又はこの契約に基づく本設計の履行又は本施設の整備のために増加費用が必要な場合、受注者は、発注者に対して、速やかにその旨を通知するものとし、発注者及び受注者は、この契約、入札説明書等及び実施設計図書の変更並びに損害、損失及び増加費用の負担その他必要な事項について、協議するものとする。
- 2 法令変更が生じた日から60日以内に前項の規定による協議が整わない場合、発注者は、受注者に対して、当該法令変更に対する対応を合理的な範囲で指示することができる。受注者は、当該指示に従い、本工事等を継続するものとする。
- 3 法令変更における損害、損失又は増加費用の負担は、次の各号の定めによるものとし、受注者のこの契約の履行のための費用が減少するときは、当該減少分を請負代金額から控除するものとする。
- (1) 本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制変更に関するもの 発注者
- (2) (1)に該当するもの以外の法令変更及び税制変更に関するもの 受注者
- 4 法令変更により、入札説明書及び実施設計図書の変更が可能となり、かつ、当該変更によって請負代金額の減額が可能な場合、発注者及び受注者は、協議により入札説明書及び実施設計図書について必要な変更を行い、請負代金額を減額するものとする。

(請負代金額の変更に代える入札説明書及び実施設計図書の変更)

- 第30条 発注者は、第8条、第10条の3、第10条の6、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前2条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて入札説明書及び実施設計図書を変更することができる。この場合において、入札説明書及び実施設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内

に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、本施設の設置完了後、本施設に関し、予備性能試験を実施し、その結果を記載した予備性能試験成績書を作成して発注者に提出することにより引渡性能試験の実施に問題がないことを報告し、発注者が当該予備性能試験成績書を受領した後に引渡性能試験を実施する。かかる予備性能試験及び引渡性能試験の実施要領は、要求水準書設計・建設業務編第1章第6節に定めるとおりとし、その結果について受注者は、発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、報告を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、引渡性能試験その他本工事等の完成（要求水準書設計・建設業務編第1章第9節に定める完成図書及び本施設の完成後に提出すべきその他書類の整備を含む。以下、本条において同じ。）を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 受注者は、第2項の検査によって発注者により本工事等の完成が確認された後、入札説明書等に定めるところに従い、発注者に対して本設計成果物、本施設及び第1項で確認を受けた書類を引き渡す。

- 5 受注者は、本工事等の完成について第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を本工事等の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(試運転・教育指導)

第31条の2 受注者は、要求水準書設計・建設業務編第1章第5節1に定める手順に従い、実施要領書を作成し、発注者の承諾を得て、工期内に、運営事業者をして本施設の試運転を実施させるものとする。

- 2 受注者は、運営事業者が行う運営・維持管理業務の準備に十分協力し、要求水準書設計・建設業務編第1章第5節2に定める手順に従い、運営事業者に対して必要な運転指導を行うものとする。

- 3 試運転及び運転指導に必要な費用は、ごみの搬入及び本施設に配置される発注者職員の人件費を除き、全て受注者又は運営事業者の負担とする。但し、本施設の稼働による熱エネルギーを利用した発電による余剰電力及びスラグ売却等による売却益は、受注者に帰属するものとする。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、第31条第4項又は第5項の引渡しを完了したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により第31条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、本設計成果物及び本施設の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする前払金保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち、①本設計に係る部分については10分の3以内、②本工事に係る部分については10分の4以内の前払金の支払を、発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額のうち、①本設計に係る部分については10分の3、②本工事に係る部分については10分の4から受領済の前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済の前払金額のうち、①本設計に係る部分については減額後の請負代金額の10分の4、②本工事に係る部分については減額後の請負代金額の10分の5を超えるとときは、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還

額につき、当該期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（中間前金払）

第34条の2 受注者は、前条第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額のうち本工事に係る部分の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

2 受注者は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前条第3項から第6項までの規定のうち、本工事に係る部分に関する規定は、受注者が中間前払金の支払を受けた場合について準用する。この場合において、同条第3項中「10分の4」とあるのは「10分の6」と、「前払金額」とあるのは「前払金額（中間前払金額を含む。）」と、「前払金」とあるのは「前払金（中間前払金を含む。）」と、同条第4項中「前払金額」とあるのは「前払金額（中間前払金額を含む。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の6」と、同条第5項中「前払金」とあるのは「前払金（中間前払金を含む。）」と読み替えるものとする。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、第34条第3項の規定により（第34条の2第3項の規定により準用する場合を含む。）受領済の前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額（中間前払金額を含む。以下同じ。）の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金を本設計の外注費、本工事の機械器具の賃借料、修繕費、仮設費及び労働者災害補償保険料並びに本工事等の材料費、労務費、機械購入費（本工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

- 第37条 受注者は、本工事等の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中2回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済の工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、入札説明書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。
- 部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times$ （9 $\div$ 10－前払金額 $\div$ 請負代金額）
- 7 前項の場合において第1項の請負代金相当額は、次の式により算定するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとし、発注者が第5項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 請負代金相当額＝請負代金額 $\times$ 出来形工事費 $\div$ 設計工事費
- 8 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第38条 本設計成果物及び本施設について、発注者がこの契約又は入札説明書等において本工事の完成に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分が完了したときについては、第31条第2項から第5項中「本工事等」とあるのは「指定部分に係る本工事等」と、同条第2項中「前項の規定による通知を受けたとき」は「受注者から指定部分に係る本設計成果物又は本施設の完成の通知を受けたときは」と、同条第4項中「本設計成果物、本施設及び第1項で確認を受けた書類を引き渡す」は「指定部分に係る本設計成果物及び本施設を引き渡す」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部

分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第31条第2項前段の通知をした日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \\ \times (1 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（前条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第34条の2、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、本工事等の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が本工事等の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事等の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事等の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合)

第41条 発注者は、引き渡された本設計成果物又は本施設が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（本設計に起因するものを含み、以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、本設計成果物及び本施設の補修、改造、改善又は取替による履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 本設計成果物、本施設の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 契約不適合の有無は、要求水準書設計・建設業務編第1章第7節2に定める契約不適合に係る検査を行いその結果をもとに判定する。当該検査の費用は受注者の負担とする。
- 5 この契約の受注者である共同企業体を解散した後においても、本設計成果物又は本施設に契約不適合あるときは、当該共同企業体の各構成員は、共同連帯して前各項の規定に基づく責任を負うものとする。

(性能保証責任)

- 第41条の2 受注者は、本施設が第31条第4項又は第5項に規定する引渡しの時において入札説明書等、事業提案書、実施設計図書及び完成図書に規定された性能を有することを保証する。
- 2 受注者は、本施設引渡後の運営・維持管理業務期間中、本施設が入札説明書等、事業提案書、実施設計図書及び完成図書に規定された性能を有することを保証し、運営・維持管理業務における性能未達の場合の原因究明及び補修義務の履行を、運営事業者と連帯して保証するものとする。
 - 3 受注者が、運営・維持管理業務期間に補修等を行う場合の費用は、本事業の契約金額に含まれるものとし、その補修等が発注者の責めに帰すべき事由又は不可抗力により生じた場合以外、追加の支払いを発注者に請求することはできない。

(発注者の任意解除権)

- 第42条 発注者は、本工事等が完成するまでの間は、次条から第45条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、本工事等に着手すべき期日を過ぎても本工事等に着手しないとき。
 - (3) 本工事等が工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本工事等を完

成する見込みがないと認められるとき。

- (4) 第10条第1項第2号又は第10条の2第1項に掲げる者を設置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された本施設に契約不適合がある場合において、その不適合が本施設を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (10) 第48条又は第49条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 基本契約第9条第6項又は第7項の規定に従って基本契約が解除されたとき。
- (12) 受注者である共同企業体の構成員のいずれかの者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（談合等不正行為による解除権）

第45条 発注者は、受注者の構成員のいずれかの者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第43条各号又は第44条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第43条又は第44条の規定による契約の解除をすることができない。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第47条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第43条各号又は第44条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者等を選定し、本工事等を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者等（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 本工事等完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継する。

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（受注者の催告による解除権）

第48条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第19条の規定により入札説明書等を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第20条の規定による本工事等の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が本工事等の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第50条 第48条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（不可抗力又は法令変更による解除）

第50条の2 発注者は、不可抗力又は法令変更により、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者による本工事等の継続が不能又は著しく困難であると判断したとき。

- (2) 受注者が本工事等を継続するために、発注者が過分の費用を負担するとき。
 - (3) 法令変更が生じた日から60日以内に第29条の2第1項に規定する協議が整わないとき又は当該法令変更による発注者の損害、損失若しくは増加費用の負担が過大になると判断したとき。
- 2 前項に規定する解除により受注者に発生した損害又は費用の負担については、第29条第4項から第6項まで又は第29条の2第2項の規定に従うものとする。

(解除に伴う措置)

- 第51条 発注者は、この契約が本工事等の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条及び第34条の2の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条から第45条まで又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣の決定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第42条、第48条又は第49条又は第50条の2の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が本工事等の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が本工事等の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、調査機械器具、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せ

ず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条から第45条まで又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第42条、第48条又は第49条又は第50条の2の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 本工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(発注者の損害賠償請求等)

第52条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に本工事等を完成することができないとき。
 - (2) この本施設に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条から第45条までの規定により、本施設の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、この契約の解除により発注者が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。
- (1) 第43条から第45条までの規定により本施設の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 本施設の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当す

る場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額とする。
- 6 第2項の場合(第44条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金及び損害賠償の請求に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第53条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第48条又は第49条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第54条 発注者は、引き渡された実施設計図書及び本施設に関し、第31条第4項又は第5項(第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日からその種類に応じ、要求水準書設計・建設業務編第1章第7節1記載の各期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、実施設計図書又は本施設の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された本施設の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償の予約)

- 第55条 受注者は、第45条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。本工事等が完了した後も、同様とする。ただし、同条第3号のうち、受注者に対する刑法第198条の規定による刑が確定した場合については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。
 - 3 第45条の規定によりこの契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって、第1項に規定する賠償金に充当することができる。

(相殺)

- 第56条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで財務大臣の決定する率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。
- 2 前項の規定により追徴をする場合にあっては、発注者は、受注者から遅延日数につき財務大臣の決定する率で計算した額の延滞金を徴収する。
 - 3 第1項の規定の場合において、発注者は、相殺の充当の順序を指定することができる。

(火災保険等)

- 第57条 受注者は、本施設及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を入札説明書等又は事業提案書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、本施設及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(秘密保持義務)

第57条の2 発注者及び受注者は、この契約に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理し、この契約の履行又は本事業の遂行以外の目的で使用してはならず、この契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった 情報
- (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 発注者及び受注者がこの契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報

3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 発注者と受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー又は受注者の下請企業に開示する場合
- (5) 発注者が本施設の運転及び運転管理に関する業務を受注者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示するとき又はかかる第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

4 発注者は、前三項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

(あっせん又は調停)

第58条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による熊本県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調

停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理技術者のこの契約の履行に関する紛争、受注者の使用人または受注者から委託され又は請け負ったものの業務の実施に関する紛争、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

- 第59条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（雑則）

- 第60条 この約款に定めるもののほか、必要な事項は、発注者と受注者とが協議して定める。

[以下余白]

用語の定義

この契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「本施設」とは、本事業において設計・建設され、運営される施設及び設備をいい、工場棟、資源物ストックヤード、計量棟、管理棟のほか、構内道路、門扉、囲障、駐車場、植栽等で構成される関連施設一式をいう。
- (2) 「運営・維持管理業務」とは、本事業のうち、要求水準書に運営事業者の業務として規定される、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
- (3) 「運営事業者」とは、本事業の運営・維持管理業務を遂行するために、構成員が出資して設立した株式会社〇〇をいう。
- (4) 「事業契約」とは、本事業に係る基本契約、この契約、運營業務委託契約、最終生成物等運搬業務委託契約、焼却灰等資源化業務委託契約及び不燃残渣等処分業務委託契約を総称して又は個別にいう。
- (5) 「入札説明書」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。
- (6) 「要求水準書設計・建設業務編」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した、本事業における設計・建設業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (7) 「要求水準書運営・維持管理業務編」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した、本事業における運営・維持管理業務に係る要求水準書及びその添付資料（いずれもその後の変更を含む。）をいう。
- (8) 「要求水準書」とは、要求水準書設計・建設業務編及び要求水準書運営・維持管理業務編の総称をいう。
- (9) 「入札説明書等」とは、本事業の入札公告に際して、発注者が令和●年●月●日に公表した入札説明書、要求水準書及び落札者決定基準書などの書類（契約書（案）は除き、いずれもその後の変更を含む。）並びにこれらの書類に係る質問に対する回答をいう。
- (10) 「事業提案書」とは、本事業の落札者として選定された〇〇グループが本事業の入札手続において提出した提案書一式（発注者の質問に対する回答その他〇〇グループが運營業務委託契約締結までに提出した一切の書類）をいう。
- (11) 「本設計」とは、この契約及び入札説明書等に定める本施設の設計に関する業務（第10条の5第2項第1号の規定に基づき発注者の承諾を得た後に行う変更等が必要となる一切の作業を含む。）をいう。
- (12) 「本工事」とは、この契約及び入札説明書等に定める本施設の建設に関する業務（本施設を完成させるために必要となる一切の作業を含む。）をいう。

- (13) 「本工事等」とは、本設計及び本工事を総称して、又は個別にいう。
- (14) 「基本設計図書」とは、入札説明書に従い、受注者が入札時に発注者に提出した事業提案書のうち、本施設の設計に係る書類及び図面その他の図書（その後の変更を含む。）をいう。
- (15) 「契約設計図書」とは、要求水準書設計・建設業務編の内容を遵守したうえで、基本設計図書に基づき作成され、受注者が発注者に提出した令和〇年〇月〇日付け契約設計図書（その後の変更を含む。）をいう。なお、基本設計図書に変更がない場合は、基本設計図書をもって契約設計図書とする。
- (16) 「実施設計図書」とは、本設計に関して契約設計図書に基づき作成され、第10条の5第2項第1号の規定に従って発注者の承諾が得られた書類及び図面その他の図書（要求水準書設計・建設業務編第1章第9節3記載の提出物。その後の変更を含む。）をいう。
- (17) 「施工承諾申請図書」とは、本工事に際して事前に発注者の承諾を受けるべき書類及び図面その他の図書（要求水準書設計・建設業務編第1章第9節4記載の提出物。その後の変更を含む。）をいう。
- (18) 「完成図書」とは、本工事の竣工に際して作成される本施設に関する竣工図、取扱説明書その他の書類及び図面その他の図書（要求水準書設計・建設業務編第1章第9節5記載の提出物。その後の変更を含む。）をいう。